

2027年2月使用分から

水道料金を改定します



問 水道課料金係 ☎ 95-9914

将来にわたって安定した水道サービスを提供し続けるため水道料金を改定します。

どうして料金改定が必要なの？

水道料金は1983年の料金改定以来、現行の料金を維持してきましたが、人口減少や節水機器の普及などにより、料金収入の増加が見込めない状況です。その一方で、老朽化した水道施設や管路の更新、自然災害に対する耐震化への取り組みに加え、県営水道受水費の値上げや物価高騰に伴い必要経費は増加することから、これまでの料金体系では安定した水道サービスを提供することが難しい見通しです。

どれくらい変わるの？

平均24.3%程度の値上げとなります。

※使用者全体の平均であり、使用者ごとの改定率は使用している口径や使用水量によって異なります。

▼改定後の料金（税抜）

口径 (mm)	基本料金 (1月あたり)	従量料金 (1㎡あたり)				
		～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	101㎡～
13	900円	50円	110円	170円	195円	220円
20	2,100円					
25	3,500円					
共用栓	900円					
40	11,000円	170円			195円	220円
50	19,000円					

※75mm以上などの口径の改定後の料金についてはホームページを確認してください。

▼現行と改定後の水道料金の比較モデルケース（2か月分/税込額）

口径 (mm)	使用水量 (1月あたり)	水道料金		差額
		現行	改定後	
13	10㎡	2,090円	3,080円	990円
	15㎡	3,135円	4,290円	1,155円
20	20㎡	6,380円	8,140円	1,760円
	25㎡	8,085円	10,010円	1,925円

※ホームページに水道料金・下水道使用料簡易計算表や早見表を掲載しています。



いつから変わるの？

2027/2/1(月)以降の使用分から改定後の水道料金を適用します。ただし、使用期間に2027/1/31(日)以前の期間が含まれる場合は、改定前の水道料金を適用します。

- 2027/1/31(日)以前から使用している場合
偶数月検針（北部地区）…4月検針分から
奇数月検針（南部地区）…5月検針分から

- 2027/2/1(月)以降新たに使用開始する場合
最初の検針分から

	12月	1月	2027/2/1(月)	2月	3月	4月	5月
偶数月検針 (北部地区)	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	現行料金	現行料金	現行料金	新料金	新料金	新料金	新料金
奇数月検針 (南部地区)	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
	現行料金	現行料金	現行料金	新料金	新料金	新料金	新料金

▼：検針、請求（現行料金）▽：検針、請求（新料金）